

新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少し生活に困窮する方を対象とした 特例貸付制度の受付について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があった世帯を対象として、特例の緊急小口資金及び総合支援資金(生活支援費)の貸付制度が設けられました。

〇制度の概要について（詳細は厚生労働省特設ページ）

緊急小口資金（主に休業された方向け）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用をお貸しします。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付上限額

20万円以内

総合支援資金（主に失業された方等向け）

生活再建までの間に必要な生活費用をお貸しします。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

貸付上限額

（二人以上世帯）月20万円以内 （単身世帯）月15万円以内 貸付期間：原則3月以内

※条件に該当する方は追加で3か月の延長貸付を受けられる場合があります

（再審査等条件あり）

いずれも詳細は下記、厚生労働省の特設ページをご確認ください。

<https://corona-support.mhlw.go.jp/>

または、下記のコールセンターもあわせてご利用ください。

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター（厚生労働省）

TEL：0120-46-1999 ※受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

○申込方法について

申請の際には郵送でのご申請をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申込をお願いいたします。

下記、ホームページから申請様式をダウンロードいただき発送してください。

なお、ダウンロードでの入手難しい場合には、下記、都筑区社会福祉協議会までお問い合わせください。

神奈川県社会福祉協議会ホームページ

http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kinkyu_corona.html

○生活を支えるための支援のご案内（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000625689.pdf>

○申込・問合せ先

ご来所をご希望の際は事前の予約をお願いいたします。

横浜市都筑区社会福祉協議会 生活福祉資金担当

〒224-0006 横浜市都筑区荏田東4-10-3

電話045-943-4058（受付時間 9：00～17：00 日・祝日除く）